

議案第41号

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係条例の整理に関する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年3月4日

つくば市長 五十嵐立青

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係条例の整理に関する条例

(つくば市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 つくば市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和62年つくば市条例第53号)  
の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)  
附則第1条の2第1項に規定するもの」を「病原体がベータコロナウイルス属の  
コロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、  
人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り)である感染症」  
に改める。

(つくば市国民健康保険条例の一部改正)

第2条 つくば市国民健康保険条例(昭和63年つくば市条例第90号)の一部を次の  
ように改正する。

附則第4項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)

附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。））」に改める。

（つくば市国民健康保険税条例の一部改正）

第3条 つくば市国民健康保険税条例（昭和63年つくば市条例第114号）の一部を次のように改正する。

附則第21項第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。））」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次号において同じ。））」に改める。

（つくば市介護保険条例の一部改正）

第4条 つくば市介護保険条例（平成12年つくば市条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第11条第1項第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。））」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次号において同じ。））」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を整理するため、この条例案を提出するものである。

## つくば市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和62年つくば市条例第53号）新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>第1条—第16条（略）</p> <p>（新型コロナウイルス感染症防疫業務手当）</p> <p>第17条 新型コロナウイルス感染症防疫業務手当は、職員が新型コロナウイルス感染症（<u>病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）</u>から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって規則で定めるものに従事した場合に、当該職員に対して支給する。</p> <p>2（略）</p> <p>第18条（以下略）</p>	<p>第1条—第16条（略）</p> <p>（新型コロナウイルス感染症防疫業務手当）</p> <p>第17条 新型コロナウイルス感染症防疫業務手当は、職員が新型コロナウイルス感染症（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定するもの</u>）をいう。以下同じ。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって規則で定めるものに従事した場合に、当該職員に対して支給する。</p> <p>2（略）</p> <p>第18条（以下略）</p>

## つくば市国民健康保険条例（昭和63年つくば市条例第90号）新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>本則（略）</p> <p>附則</p> <p>1—3（略）</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</p> <p>4 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。次項、附則第7項及び附則第8項において同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）</u>に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日（以下「支給基準日」という。）以後の日で、その労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>5—9（略）</p>	<p>本則（略）</p> <p>附則</p> <p>1—3（略）</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</p> <p>4 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。次項、附則第7項及び附則第8項において同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）</u>に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日（以下「支給基準日」という。）以後の日で、その労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>5—9（略）</p>



22・23 (略)

別表第1 (以下略)

22・23 (略)

別表第1 (以下略)

